

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年2月23日（平成29年（行情）諮問第66号）

答申日：平成29年4月26日（平成29年度（行情）答申第30号）

事件名：「検事志望者に対する面接選考について」（平成27年11月付けのもの）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「検事志望者に対する面接選考について（平成27年11月付けのもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月24日付け法務省人検第313号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分のうち、検事志望者数及び面接の時間割等を不開示とする部分を取り消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

第69期司法修習生が作成している、「○○○」と題する、特定年月日のブログ記事（資料1（略））によれば、検察教官室から推薦を受けた者は事実上の内定であって、12月上旬の法務省の面接は「一応」実施されるものにすぎない。

また、検察官志望者数は最高裁判所によって開示されている（資料2参照（略））ところ、それによって何らかの弊害が発生しているわけでもない。

よって、検事志望者数及び面接の時間割等は不開示情報に該当しない。

（2）意見書

ア

（ア）最高裁判所作成の組別志望等調査表（資料3（略））によれば、現行65期の後期修習時及び新65期の集合修習時、並びに66期以降の集合修習時の検事志望者数は以下のとおりである。

65期：2人+39人+31人=72人

66期：39人+44人=83人

67期：43人+32人=75人

68期：33人+43人=76人

(イ) 65期以降の実際の検事任官者数につき、65期は72人、66期は82人、67期は74人、68期は76人である(資料4(略))

イ

(ア) 65期以降でいえば、集合修習時に検事を志望していたにもかかわらず、結果として検事になれなかった司法修習生は66期に1人、67期に1人いるだけである。

そして、66期及び67期で検事になれなかった司法修習生は二回試験に不合格となったことが原因であると思われることからすれば、採用願を提出した検事志望の司法修習生が面接結果だけを理由として不合格となることはないといえる。

(イ) そのため、資料1(略)にあるとおり、検察教官室から推薦を受けた者は事実上の内定であって、12月上旬の法務省の面接は「一応」実施されるものにすぎないといえる。

よって、検事志望者数及び面接の時間割等は不開示情報に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る行政処分

本件審査請求に係る行政処分は、「毎年12月上旬に行う、検察官志望の司法修習生に対する面接の実施要領が分かる文書(最新版)」の開示請求に対し、処分庁が法9条1項の規定に基づき、平成28年11月24日付け法務省人検第313号「行政文書開示決定通知書(以下「本件開示決定通知書」という。)」をもって行った部分開示決定(原処分)である。

2 原処分の理由

本件対象文書の「検事志望者の氏名」の記載については個人情報(法5条1号)に該当し、「検事志望者数」及び「面接の時間割等」の記載については、これらの情報を公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして、同条6号二に該当し、それぞれ不開示とした。

3 原処分を維持することが妥当な理由

第一に、審査請求人は、審査請求書資料1(略)を根拠として、検事志望者に対する法務省における面接を「一応」実施されるものにすぎないから、その内容に関わる行政文書を開示しても公正かつ円滑な人事の確保に支障はない旨の主張している。

しかし、法務省においては、司法修習生からの検事への採用に当たり、採用願を提出した検事志望の司法修習生に対して面接選考を行い、その採否を決しているところであって、この採用面接は、正に検事を志望する司法修習生の採否を決する機会であることから、本件開示決定通知書に不開示部分の理由として記載したとおり、同面接選考に係る面接の時間割等の記載を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を生ずるおそれがあることは明らかである。

なお、審査請求人が主張の根拠として掲げているのは、インターネット上に匿名で掲載された信憑性に乏しいブログ記事であり、審査請求人の主張には合理的根拠が存しない。

第二に、審査請求人は、審査請求書資料2（略）のとおり検事志望者数が最高裁判所によって開示されており、それによって何らかの弊害が発生しているわけではない旨主張している。

法務省として、審査請求書資料2（略）の作成経緯は承知していないが、その内容から見る限り、同資料に記載された「検察官志望者数」は、司法修習開始直後など早期の段階で、司法修習生から将来的な希望を聴取した結果をまとめたものであると推察され、本件開示請求に係る検事志望者数とは、その時点も内容も異なるものである。

すなわち、本件開示決定文書内における検事志望者数とは、前記の面接選考に際し、実際に採用願を提出した者の数であり、実質的には面接選考を実施する対象人数である。したがって、当該情報を公にした場合、本件開示決定通知書にも記載したとおり、面接選考における合格率が明らかとなり、各年の合格率の変動から面接不合格者が不必要に抗議等を行うことや、司法修習生が合格率のみを考慮して志望先を決定するような、行政機関が意図しない事態が発生することが予想されるなど、法5条6号二に該当するおそれがある。

4 結論

以上のことから、本件審査請求には、原処分を取り消すための理由がなく、本件対象文書記載の検事志望者数及び面接の時間割等を公にすることにより、法5条6号二の公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、これらの情報を不開示とした原処分は妥当である。

よって原処分維持が相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月7日 審議
- ④ 同月15日 審査請求人から意見書及び資料を收受

- ⑤ 同月 29 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 4 月 17 日 審議
- ⑦ 同月 24 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「検事志望者に対する面接選考について（平成 27 年 11 月付けのもの）」であり、処分庁は、その一部を法 5 条 1 号及び 6 号二に該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分のうち、「検事志望者数」及び「面接の時間割等」の部分（以下「本件不開示部分」という。）の取消しを求めているものである。

諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について、検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は 2 枚から成る文書であり、そのうち本件不開示部分は、1 枚目の「3 検事志望者数」の人数及び「5 その他」の面接の組ごとの人数（以下、併せて「人数部分」という。）並びに 2 枚目の「検事志望者面接選考時間割」と題する文書の面接実施日、開始時間、集合時間及び審査請求人が開示を求めている氏名の記載部分を除く部分（以下「時間割部分」という。）であると認められ、諮問庁は、当該部分について、法 5 条 6 号二に該当する旨説明する。

(2) そこで検討すると、まず、本件不開示部分のうちの時間割部分には、被面接者ごとの面接開始時間が記載されていると認められる。そうすると、当該部分については、これを公にすると、検事任官者の選定に当たっての評価方法の一端である被面接者 1 人当たりの面接時間が明らかとなり、その結果、被面接者に対する適切な評価を妨げ、適正な採用に支障が生じるなど、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法 5 条 6 号二の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) また、本件不開示部分のうちの人数部分についても、これを公にすると、原処分において既に開示されている部分の情報と照らし合わせることで、被面接者 1 人当たりのおおよその面接時間を推認することが可能になると認められ、そうすると、上記(2)と同様の理由により、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該部分も、法 5 条 6 号二の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号二に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号二に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史